

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「第19回社会保障審議会福祉部会」開催
～改正社会福祉法の施行に伴う主な政省令事項（案）が示される～……………1

「第19回社会保障審議会福祉部会」開催 ～改正社会福祉法の施行に伴う主な政省令事項（案）が示される～

平成28年9月26日、第19回社会保障審議会福祉部会が開催され、施行に伴う主な政省令事項（案）について協議が行われました。

●会計監査人の設置義務法人の範囲は、「平成29・30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人」が対象に

会計監査人の設置義務法人の範囲について、平成29・30年度は収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人が対象とされ、平成31・32年度は収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人、平成33年度以降は収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人と、段階的に対象範囲を拡大する制度導入が適当とする方針が示されました。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等をふまえ、必要に応じて見直しを検討されます。

●評議員の員数にかかる経過措置について、対象となる小規模法人は「法人が経営する施設の数にかかわらず、平成27年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、収益4億円を超えない法人」が対象に

改正社会福祉法では、評議員会が、これまでの任意の諮問機関から必置の議決機関となりました。

この際、小規模法人に配慮する観点から、一定の事業規模を超えない法人については、評議員の員数について、本来、理事の員数（6人以上）を超える数とするところ、施行から3年間、4人以上とすることとされています。

この一定の事業規模については、社会福祉施設を1か所経営する社会福祉法人とするとの考え方もあったが、保育所などの小規模の施設を2か所経営している法人と、特養などの一定規模の施設を1か所経営している法人を比較した場合に、後者を小規模とすることは必ずしも適当ではないのではないかという意見がこれまでの福祉部会等の議論がありました。

このため、法人が経営する施設の数にかかわらず、平成 27 年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全法人の収益の平均額である 4 億円*を超えない法人とすることとされたものです。

* 社会福祉法人が、社会福祉法第 59 条第 1 項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書（平成 25 年度決算）から、集計・分析を行ったところ、社会福祉法人のサービス活動収益の平均は、4 億円となっている。（社会・援護局福祉基盤課調べ）

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項は以下の通りです。なお、政省令案は、9 月 27 日から受付が開始されたパブリックコメントを経て、本年 10 月下旬～11 月目途に公布される予定です。

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項について

1. 政令で規定する事項

(1) 会計監査人設置の基準

- 会計監査人設置の基準を、最終会計年度の収益 30 億円／負債 60 億円を超える法人と規定する。
 - ※ 一定の基準を満たす法人は、理事の適正な職務執行を確保するための体制を整備するため、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制等について理事会で決定する必要があるが、当該基準について、会計監査人設置の基準と同じ基準とする。

(2) 評議員数に関する経過措置

- 評議員に関する経過措置（3 年間は 4 人以上とするもの）の対象となる法人の基準を、収益 4 億円を超えない法人と規定する。

(3) 社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更（組合等登記令の一部改正）

- 資産の総額に変更があったときの登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」としているものを「三月以内」と改正する。

2. 省令で規定する主な事項

(1) 評議員等と特殊の関係を有する者

- 評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠し、事実婚の関係にある者、評議員等の使用人となっている者、支配している他の法人の役員である者等を規定する。
 - ※ 法律（改正後の社会福祉法）では、特殊の関係を有する者として、配偶者及び三親等以内の親族が規定されている。

(2) 控除対象財産額

- 控除対象財産額を算出するために合計する財産として、事業の継続に必要な財産（社会福祉事業等の実施に必要な財産、当該財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産及び最低限必要な運転資金）を規定する。（詳細及び係数については通知に記載）

(3) 社会福祉充実計画

- 社会福祉充実計画について、
 - ・ 計画への記載事項（法人の基本情報や資金計画等）
 - ・ 計画の変更に当たって、所轄庁の承認を要さず、届出のみで足りる軽微な変更事項（事業の種類、実施地域、実施期間や、社会福祉充実計画に係る重要事項以外のもの）などの基本的事項を規定する。（詳細については通知に記載）

3. 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日

当日の資料は、厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご参照ください。

ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(福祉部会)>第 19 回社会保障審議会福祉部会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000137867.html>

パブリックコメントの受付は、以下 e-Gov（電子政府の総合窓口）からとなります。

- 「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に対する意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160187&Mode=0>

※ 政令案の新旧対照表をダウンロードすることができます。

- 「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に対する意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160188&Mode=0>

※ 省令案の新旧対照表をダウンロードすることができます。